

○山梨県文学資料取得基金条例

(昭和60年3月29日 条例第6号)

(設置)

第1条 文学作品及び文学に関する資料の取得を円滑かつ効率的に行うため、山梨県文学資料取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、2千万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(運用)

第3条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館処務規程

(平成元年3月30日 教育委員会規則第8号)

最終改正 平成23年12月22日 教委規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課の設置)

第2条 文学館に総務課、学芸課及び資料情報課を置く。(グループの設置)

第3条 館長は、必要に応じ文学館にグループを置くことができる。

2 館長は、前項の規定によりグループを置き、又はその数を変更しようとするときは、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

(リーダー)

第4条 館長は、必要に応じグループにリーダーを置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、館長は、必要に応じ文学館にリーダーを置くことができる。この場合において、あらかじめ教育長に協議しなければならない。

3 リーダーは、上司の命を受け、グループの担当事務を処理する。

(職員)

第5条 文学館に館長、副館長その他の職員を置く。

2 館長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理する。

3 副館長は、上司の命を受け、その所掌事務を整理し、館長を補佐する。

4 所属職員は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

(分掌事項)

第6条 課の分掌事項は、次のとおりとする。

総務課

一 指定管理者との連絡調整に関すること。

二 公印の管守に関すること。

三 文書の収受、発送、編集、保存及び記録の編集に関すること。

四 職員の服務に関すること。

五 会計経理に関すること。

六 物品の出納、保管及び処分に関すること。

七 施設及び山梨県芸術の森公園の管理に関するこ

と。

八 文学館協議会等に関すること。

九 他の課の所掌に属しない事務に関すること。

学芸課

一 文学資料等の収集に関すること。

二 文学資料等の整理、保管及び展示に関するこ

(資料情報課の所掌に属するものを除く。)

三 文学に関する調査研究に関するこ

四 文学資料等の利用に関する指導助言に関するこ

と。

五 文学に関する編集及び刊行に関するこ

六 関係機関等との文学資料等の相互貸借等に関するこ

と。

七 文学に関する講演会、講座等普及事業に関するこ

と。

八 文学に関する相談及び指導助言に関するこ

九 文学館専門委員会に関するこ

十 前各号のほか、学芸事務及び普及事務に関係す

ること。

資料情報課

一 文学資料等の整理及び保管に関するこ

二 文学に関する調査研究に関するこ

三 文学資料等の閲覧及び利用に関するこ

四 文学資料等の検索システムに関するこ

五 レファレンスサービスに関するこ

六 閲覧室、研究室及びビデオブースの利用に関すること。

七 他の関係機関等との情報交換に関すること。

八 その他前各号に準ずる事項に関するこ

(館長の専決)

第7条 館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 山梨県教育委員会が山梨県知事から委任を受けた山梨県芸術の森公園内の施設（以下「都市公園施設」という。）の管理運営に係る都市公園法（昭和31年法律第79号。）及び山梨県都市公園条例（昭和39年山梨県条例第21号。以下「都市公園条例」という。）の規定による次の事項

イ 都市公園法第5条第1項の規定による公園管理者以外の者の公園施設の設置又は管理に関するこ

ロ 都市公園法第6条第1項及び第3項の規定による都市公園の占用に関するこ

ハ 都市公園法第8条の規定による許可の条件に関するこ

二 都市公園法第9条の規定による国が行う都市公園の占用の協議に関するこ

ホ 都市公園法第10条第2項の規定による都市公園の原状回復等の指示に関するこ

ヘ 都市公園法第17条第1項の規定による都市公園台帳に関するこ

ト 都市公園法第27条第1項の規定による第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の規定による許可に係る監督処分に関するこ

チ 都市公園条例第3条の規定による行為の禁止に関するこ

リ 都市公園条例第4条の規定による行為の制限に関するこ

ヌ 都市公園条例第7条の規定による利用の禁止又は制限に関するこ

ル 都市公園条例第8条の規定による許可の取り消し等に関するこ

二 その他前二号に準ずる事項に関するこ

(副館長の専決)

第8条 副館長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

一 職員の旅行の命令及びその復命の受理に関するこ

二 職員の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。）に関するこ

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3

年法律第110号）の規定による部分休業の承認に関するこ

四 職員の時間外勤務及び休日勤務（休日の代休日の勤務を含む。）の命令並びに時間外勤務代休時間及び休日の代休日の指定に関するこ

五 職員の扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の確認及び決定に関するこ

六 二月以内の期間の臨時の任用に関するこ

七 自動販売機の設置に係る教育財産の貸付けに関するこ

八 教育財産の使用許可に関するこ。（土地、建物又は建物以外の工作物の使用許可のうち電柱、ガス管、水道管、自動販売機その他これらに類する物の設置、連続して十日未満の使用及び継続して使用のものに限る。）

九 山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第10号。以下「文学館条例」という。）及び山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則（平成元年山梨県教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）の規定による次の事項

イ 文学館条例第8条第2項の規定による休館日の変更の承認に関するこ

ロ 文学館条例第9条第4項の規定による開館時間の変更の承認に関するこ

ハ 文学館条例第11条第1項及び第2項の規定による利用の承認等に関するこ

二 規則第5条第2項の規定による観覧料、利用料又は使用料の還付に関するこ

ホ 規則第6条の規定による観覧料、利用料又は使用料の免除に関するこ

十 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例（平成19年山梨県条例第36号。以下「特例条例」という。）の規定による次の事項

イ 特例条例第2条の規定による観覧の承認に関するこ

ロ 特例条例第3条ただし書の規定による観覧料の還付に関するこ

ハ 特例条例第4条の規定による観覧料の免除に関するこ

十一 都市公園施設の管理運営に係る都市公園条例の規定による次の事項

イ 都市公園条例第4条第1項の規定による都市公園（有料公園施設を除く。）における行為の許可に関するこ

ロ 都市公園条例第9条第2項の規定による使用料の免除及び同条第3項の規定による使用料の還付に関するこ

十二 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関するこ

十三 その他前各号に準ずる事項に関するこ

(館長の代決)

第9条 館長が不在で急施を要するときは、副館長がその事務を代決する。

(副館長の代決)

第10条 副館長が不在で急施を要するときは、主務課長がその事務を代決する。

(代決事務の後閲)

第11条 前2条の規定により代決した事務は、当該代決者において特に必要と認められるものについては、それぞれ上司の後閲を受けなければならない。

(事業計画の作成)

第12条 館長は、毎年度末までに翌年度の事業計画を作成し、教育長の承認を得るものとする。

(報告等)

第13条 館長は、次に掲げる事項について、教育長に報告しなければならない。

- 一 事業概要及び利用状況
- 二 その他必要な事項

(服務及び文書処理等)

第14条 この規則に定めるもののほか、文書の処理に必要な事項については、山梨県教育庁行政文書管理規程(平成18年山梨県教育委員会訓令甲第2号)の例により、職員の服務その他必要な事項については、山梨県教育事務所処務規程(昭和43年山梨県教育委員会訓令甲第3号)の例による。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定めることができる。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

○山梨県附属機関の設置に関する条例

(昭和60年3月29日 条例第3号)

最終改正 平成24年3月30日 条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任事務)

第2条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

(省略)

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県図書館協議会

山梨県高等学校入学者選抜制度審議会

山梨県へき地等教育振興審議会

山梨県特別支援教育振興審議会

山梨県立美術館協議会

山梨県考古博物館協議会

山梨県地方産業教育審議会

山梨県文学館協議会

3 前2項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第1の担任事務欄に掲げるとおりとする。

第3条 (省略)

第3条の2 (省略)

(組織)

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会長等)

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担任事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第18号）

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に定める日から施行する。

(定める日=平成24年5月21日)

別表第1(第2条、第4条関係)

一 知事の附属機関 (省略)

二 教育委員会の附属機関 (抜粋)

| | |
|-----------|---|
| 附 属 機 閣 | 山梨県文学館協議会 |
| 担 任 事 務 | 博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務 |
| 委 員 の 定 数 | 15人以内 |
| 委 員 の 要 件 | 一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者 |
| 委 員 の 任 期 | 2年 |

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(昭和60年3月29日 教委規則第11号)

最終改正 平成23年10月17日 教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (省略)

(補欠委員の任期)

第3条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関に会長及び副会長一人を置く。

(定足数の特例)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

| 附属機関 | 定足数 |
|----------------|-----|
| 山梨県高等学校審議会 | 過半数 |
| 山梨県へき地等教育振興審議会 | 過半数 |
| 山梨県立美術館協議会 | 過半数 |
| 山梨県考古博物館協議会 | 過半数 |
| 山梨県文学館協議会 | 過半数 |
| 山梨県地方産業教育審議会 | 過半数 |
| 山梨県スポーツ推進審議会 | 過半数 |

第6条 (省略)

(幹事)

第7条 附属機関に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

(資料の提出等の要求)

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

第9条 関係職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる

第10条～第11条 (省略)

(定例会及び臨時会)

第12条 次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会の開催回数は、同表の開催回数欄に掲げるとおりとする。

| 附属機関 | 開催回数 |
|-------------|------|
| 山梨県立美術館協議会 | 年2回 |
| 山梨県考古博物館協議会 | 年2回 |
| 山梨県文学館協議会 | 年2回 |

2 前項に規定する臨時会は、必要に応じて開催する。

(庶務)

第13条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

| 附属機関 | 所属 |
|----------------|---------|
| 山梨県図書館協議会 | 図書館 |
| 山梨県高等学校審議会 | 高校教育課 |
| 山梨県へき地等教育振興審議会 | 義務教育課 |
| 山梨県特別支援教育振興審議会 | 高校教育課 |
| 山梨県立美術館協議会 | 美術館 |
| 山梨県考古博物館協議会 | 考古博物館 |
| 山梨県文学館協議会 | 文学館 |
| 山梨県地方産業教育審議会 | 高校教育課 |
| 山梨県スポーツ推進審議会 | スポーツ健康課 |

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

○山梨県立文学館専門委員会要綱

(設置)

第1条 山梨県立文学館(以下「文学館」という。)の事業運営上の専門的事項について協議するため、山

梨県立文学館専門委員会（以下「委員会」という。）
を文学館に置く。

（組織）

第2条 委員会は、8名以内の委員をもって組織し、委員は文学館の運営又は文学に関し、専門的知識を有する者の中から、文学館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（会議）

第3条 会議は必要に応じ、館長が必要とする事項について協議する。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は文学館において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から改正する。

この要綱は、平成13年4月1日から改正する。

○山梨県立文学館協力員設置要綱

（設置及び目的）

第1条 山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の事業に、ボランティア活動をとおし、文学館の利用者の便宜をはかるとともに円滑な文学館運営を促進し、もって県民のための文学館としての地域文化の向上に資することを目的として文学館協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（業務）

第2条 協力員は、文学館の活動に対し必要に応じて、次の業務を行う。

- 一 入館者に対する助言及び相談
- 二 入館者の案内等
- 三 その他必要と認める業務

（資格及び委嘱）

第3条 協力員は、一般公募より募集し、応募者の中から次の条件を満たす者につき館長が委嘱する。

- 1 文学について関心と理解を有する者
- 2 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日（1日8時間）のボランティア活動が可能で健康な者

（任期）

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（その他）

第5条 協力員は、文学館が主催する展覧会等の入場

について優遇を受けることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

○山梨県都市公園条例

（昭和39年3月31日 条例第21号）

最終改正 平成26年4月1日条例第34号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第2章 都市公園の管理

（行為の禁止）

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらび損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

（行為の制限）

第4条 都市公園（有料公園施設を除く。）において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
 - 二 業としての写真又は映画の撮影
 - 三 興行
 - 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
 - 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為
- 2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園

の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第3項第5号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

（休業日及び利用時間）

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

（利用の禁止又は制限）

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

（許可の取消し等）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者

二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

四 第4条第2項ただし書に規定する場合に該当する者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

（使用料等）

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。）を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

ならない。

一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等（以下この号において「行為又は利用等」という。）については、別表第3に定める額（当該行為又は利用等が消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の108を乗じて得た額）

二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額

2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰すことのできない理由によつて当該許可に係る行為をすることができなくなつた場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

（指定管理者による管理）

第10条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務

二 有料公園施設の利用の承認に関する業務

三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一 事業計画の内容が、都市公園の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。